

ご存知ですか？

千葉市からのお知らせ

マイナンバー制度

平成27年10月から順次

住民票の住所に

マイナンバーの通知カードが届きます。

マイナンバーは

一生使うものです。

通知カードは大切にしてください。

平成28年1月から

住所異動や社会保障・税の**手続き**で
マイナンバーが**必要**になります。

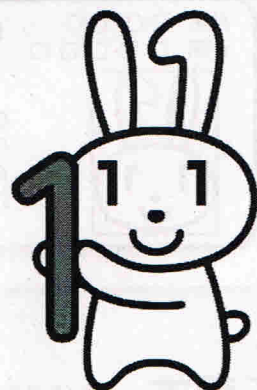
マイナンバー制度のお問い合わせは

国のマイナンバーコールセンター

0570-20-0178

English 0570-20-0291

平日 9時30分～17時30分（土日祝日、年末年始を除く）
お掛け間違いのないようご注意ください



裏面もご覧ください

マイナンバー制度ってなに？

市民のみなさん一人ひとりに割り当てたマイナンバー（個人番号）によって行政手続きを迅速・正確・適正に行うことで、みなさんの利便性を高め、行政を効率化し、公平・公正な社会を実現するための仕組みです。

いつ使うの？

- ・年金、健康保険、雇用保険の手続
 - ・児童手当の申請
 - ・奨学金の申請（高校就学）
 - ・各種福祉サービスの受給手続
 - ・確定申告
 - ・年末調整（源泉徴収）
 - ・扶養控除申告
- など法律や条例で定められた手続の際に必要なになります。

勤め先でも手続きが必要ってホント？

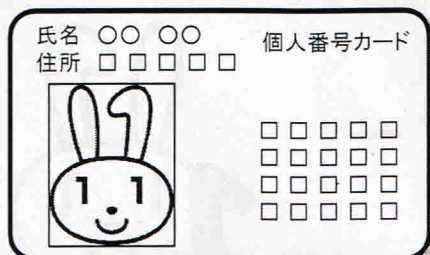
- ・すべての従業員の方（アルバイトを含む）は、事業主にマイナンバーを提示します。
- ・事業主の方は、税務署に提出する源泉徴収票等に、従業員のマイナンバーを記載します。また、従業員のマイナンバーを正しく把握し、厳格に管理しなければなりません。

プライバシーの保護は大丈夫？

- ・法律でマイナンバーの取扱いを厳しく制限しており、違反すると罰則が科せられます。
- ・自分の情報が、いつ、どこでやりとりされたのか確認できるようになります。
- ・独立した第三者機関による監視・監督が行われます。
- ・個人情報とは、これまでどおり、保有する機関ごとに管理（分散管理）されます。

個人番号カードって？

- ・平成28年1月から交付される顔写真付のICカードです。
- ・取得は任意で、通知カードと同封される申請書によって申込みます。
- ・マイナンバーを使う手続きだけでなく、銀行口座の新規開設やコンサートの入場時など、さまざまな場面での身分証明書に使えます。
- ・住民票や印鑑証明のコンビニ交付（千葉市では平成29年1月から開始予定）や地方税の電子申告（eLTAX）などの便利なサービスに使えます。



個人番号カードの取得をおすすめします！ 千葉市では・・・

- 申請方法を選べる予定です！
郵送・区役所窓口・オンライン申請（スマートフォン）など
- キャンペーンも実施します！
申請される方には、抽選で景品が当たります

